

標題	令和 6 年度 第 2 回 宝塚市行財政経営戦略本部会議 議事概要
日時	令和 6 年(2024 年)8 月 28 日(木)10:00~12:00
出席者	本部長:山崎市長 副本部長:井上副市長、藤島副市長 本部員:赤井教育長、福永上下水道事業管理者、木田技監、古家部長、吉田(恭)部長、藤田次長(代理)、中出部長、政処部長、江崎部長、数田危機管理監、吉田(康)部長、藤本部長、西垣部長、加藤部長、影山参事、岡本部長、高橋消防長、津田議会事務局長、高田部長、藤川部長、番庄部長、下野上下水道局長、羽田部長、岡田部長 (欠席:総谷部長) その他:企画経営部次長(総括担当及び政策担当次長)、企画経営部課長(政策推進担当)、企画政策課係長、企画経営部次長(財務・経営改革担当)、財政課長、総務部課長(経営改革推進担当)、業務改革推進課係長
議事概要	○宝塚市行財政経営戦略本部長より 本日の議題は4件です。 前回の会議では、部長級の皆さんに行財政経営方針の内容や今年度の決算速報値、現在の財政状況を認識してもらい、また、事務事業見直しや来年度の重点方針と各部局戦略計画について取り上げました。 そして、今回は受益者負担の適正化や行財政経営行動計画の昨年度の実績について情報共有するとともに、行動計画に掲げる個別取組について、担当部からの現状報告と意見交換を予定しています。 持続可能な行財政経営のためには、限られる資源の適正配分を行うとともに、行財政経営行動計画に掲げる取組を着実に進めていかねばなりません。 本日の議題の一つ、ひとつを、各部局においても自分事として認識していただくようお願いします。そのうえで、活発な意見交換もお願いしたいと思います。 それでは、事前に示された議事のうち、1から始めます。ここからの進行は経営改革担当部長にお願いします。 ○議題 1 受益者負担適正化ガイドラインに基づく使用料の算定・見直しについて 【資料説明】 会議資料に沿って令和8年度に指定管理者を更新する施設 38 施設及び事務事業見直しにおいて使用料を見直すこととした施設の算定結果について説明。また、次年度の対象は令和9年度に指定管理者を更新する施設の使用料に加え、直営施設の使用料と手数料となり、特に手数料について、近隣市と連携が必要なものについては、今のうちから検討等を進めていけるものは進めていって欲しい旨を説明。 ● 国際・文化センターの使用料見直しについて、当施設が入っているサンビオラ1番館は竣工から 40 年ほど経過しているため、サンビオラ管理組合(店舗と住宅それぞれ)としては、建替えもしくは耐震補強のどちらで進めるのかが課題となっている。また、現敷地で建替えする場合、セットバック等現行の基準を適用すると、同程度の床面積の確保が難しいことから、管理組合の中でどのような方向性で進めていくか協議をしているところである。そのため、担当

	部としては不確定要素も多くあることもあり、使用料の見直しはしないと判断した。 ● 市営火葬場は乖離率 14%とほぼ収まっているが、今後炉の更新などを控えており、乖離率が大きくなる見込みであるため見直す予定で調整している。 ● 受益者負担適正化ガイドラインの中で、見直さないとしていたものは何か。 ● ガイドライン上では乖離率が 10%以内のもののみとなる。 ● 国際・文化センターの使用料は不確定要素があるから見直さないとの説明であったが、ガイドラインに沿わない理由となるため説明できないのではないかな。 ● 市はサンビオラに持ち床を持っている区分所有者としての立場でもあり、値上げにそぐわないということも含めて説明することを考えている。 ● 現状の使用料は、条例に定める上限額いっぱいの使用料を設定している訳ではない。利用率を勘案して使用料を設定しているものと推測するが、条例を改正しないにしても、現状の使用料を見直すべきではないか。一方で、利用料金を上げた結果、稼働率が下がり収益が落ちることにつながるとされる難しさはあると理解するが、使用料と稼働率の関係について検討しているのか。 ● 現状、コロナ禍の影響もあって利用率が下がっている。また、管理組合は3年程前から国際・文化センターの入るサンビオラの別階で小さな教室を設けており、競合している。値上げについて指定管理者と対話をしている訳ではないが、値上げにより利用率に影響が出るものと推測している。 ● 例外的な取扱いをどうするか明確にしておかなければならない。国際・文化センターと同様、ほかの施設にも老朽化の課題はある。老朽化を理由に見直さないとするのは難しいのではないかな。しっかり説明できる形で整理しておく必要がある。ガイドラインは戦略本部会議で決めている。庁内の共通理解にしないといけない。 ● 指定管理者との調整が必要でもあり、値上げすることは難しいのではないかなと思われるが、算定結果を公表するにあたりどのように整理していくのかを再検討していく。 ● 実際の使用料は、指定管理者の裁量により、条例に定める上限の範囲内で決めることになる。一方、市として決めることのできるのは条例の上限額であり、理論上の使用料が上限額の 10%を超えるのであれば、条例改正を検討することになる。現実としては、指定管理者が諸般の事情により料金設定することについては差し支えないかなと思う。本日の検討は、条例改正により理論上の使用料を実際の料金として設定できるようにしておくことについてではないかな。 ● 建付けはその通り。ただし、使用料の値上げは稼働率が低下することによる利用料収入への影響を懸念する意見があるため、実際の使用料については、指定管理者と事前に調整しておく必要がある。ここで議論するのは、ご指摘の通り、条例上の金額をどうするのかについての話となる。 ● 認識を揃えるため確認する。使用料は指定管理者が決める。市は限度額を決める。しかし、担当部が今回見直さないとしている理由は、指定管理者としての理由にもなっていないのではないかな。 ● 共同利用施設はどこも築年数が経過しているが、老朽化を理由に見直しの検討をしないとはなっていない。このあたりの足並みも揃える必要があると考える。
--	--

	● 共同利用施設も老朽化を理由にすることが出てくると思うが、実際には、使用料の改定はほとんどできないのではないかと。おそらく、指定管理者からは、地域の方々が利用する施設を使ってもらえなくなるため値上げができないと主張してくると思われる。 ● 共同利用施設の理論上の使用料は条例に定める上限の範囲内に収まっているのか。 ● 条例上の上限に収まっている。 ● 共同利用施設の受益者負担率は 50%。一方、中山台コミュニティセンターの負担率が平均 30%を切っている状況。当施設については、受益者負担率 50%を目指すことを前提に、今からでも料金改定可能であることを含め、指定管理者と調整していきたいと考えている。 ● 料金改定は中山台コミュニティセンターで実施できるのか。 ● 実施できると考えている。 ● 国際・文化センターは、理論上の使用料が条例に定める上限額を超えているのか。 ● 一部の使用料については、理論上の使用料が上限額を上回っている状況。 ● 中山台コミュニティセンターは利用料金制度だが、利用料を受益者負担率 50%に相当する金額にした場合の指定管理料はどうなるのか。 ● 指定管理料を下げることも検討できると考えている。 ● 理論上は利用料金収入が増えるため、指定管理料は減ることになる。また、稼働率が低下する場合は指定管理者側のリスクとなりうる。なお、市としては指定管理者切り替えのタイミングで競争性を発生させることになるが、国際・文化センターは特名随意契約である。 ● 施設を取り巻く状況が変わっていることもあり、指定管理者と改めて議論していく事項であると考えている。 ● 指定管理者に対して、稼働率をあげながら条例の範囲内で料金をあげた上で運営してもらう必要がある旨を交渉、理解してもらうことは可能か。 ● 交渉すること自体は可能。例え非公募であっても契約期間毎に承認していくものとなるため、点検していくものと考えている。 ● 本日の戦略本部会議において、見直しをしないと結論づけると、交渉すらしなないことになるので説明がつかないのではないかと。 ● 今の時点で見直さないとするのは何の根拠もないので難しい。まずは見直しの対象に入れて、交渉する整理とすべきではないかと。 ● 理論上の使用料が条例に定める上限額を超えるのであれば、条例改正が必要になる施設もあるという理解でいいのか。それであれば、条例改正することを含め、理論上の使用料に近づけるための交渉をしていく必要がある。 ● 国際・文化センターは例外的な取扱とする旨、本日の会議で諮りたいと考えていた。 ● ガイドラインにも即しておらず、老朽化を理由に例外的な取扱にするのは難しいのではないかと。 ● 国際・文化センターを特別扱いに必要はないと考える。国際・文化センターのあり方の検討も必要。料金だけでなく施設目的を含めた再構築が必要と考える。 ● 文化芸術センターを新設する際、国際・文化センターの文化にかかる機能・役割をどうするかとの議論があった。国際・文化センターの文化にかかる機能等を除いたとするなら、使用料の見え方も変わってくるかもしれない。いずれに
--	---

	しても、考え方を整理しないといけない。 ● 本日の議論を踏まえ、国際・文化センターの使用料見直しについて、再調整する。 ○議題 2 行財政経営行動計画の令和 5 年度実績及び令和 6 年度の進捗の公表(案)について 【資料説明】 会議資料に沿って説明。 ● 今回は実績報告だが、年度内に行動計画の改定を予定している。改定の際には、事務事業見直しで示した取組のうち、進捗管理を行うべき取組の追加などを行う。改定にかかる照会の際には積極的に取組を追加するようお願いする。 ○議題 3 行財政経営行動計画で掲げる個別取組について 【①市有地等の処分関係】 ● 旧口腔保健センターの土地・建物については売却に向けて準備を進めている。土地開発公社においては、長期保有土地の処分に取り組んでいる。 【②公営企業への繰出し関係】 ● 市立病院の必要性や経営健全化に向けた取組が庁内に伝わり切っていないと感じている。また、新病院整備のための事務事業見直しではないことを各部署長から部局内の職員に説明する必要がある。 ● 診療科目や病床数、建替え候補地など公表していない内容については大枠の話しかできないため、職員は漠然としたイメージを持つ程度になっているのだと思う。 ● 隣接している市に大規模な病院があるため、本市に市立病院が必要なのかとの声もあるかと思う。私は本市の規模であれば市立病院は必要だと考えているが、民間病院との役割分担や市の財政面も考慮した適正な規模の検討など、しっかりと説明して理解を得ることが重要だと考える。 ● 消防としては、市立病院には救急搬送の約半数を受け入れてもらっていることや、消防署員の救急研修など、多岐にわたり連携協力してもらっている他市からの救急搬送もある。市立病院が新しくなることに期待している。 ● 基本計画を 1 年間ほどかけて策定していくが、市民や職員にとって関心がある事項は病院の新設場所や規模、診療科などについてだと思われる。なお、基本計画の骨格については今年度を目途に基本構想で固めるスケジュールとなっている。 ● 市立病院の経営状況がどうなったかではなく、なぜ市立病院が必要なのかとの十分な説明があれば職員は納得してくれるのではないかと。市立病院は必要だから職員一丸となって頑張らないといけないとなるような説明が必要と考える。 ● 市民アンケートの結果、病院機能が必要だと読み取れるが、市立病院である必要性まではアンケートだけでは読み取れなかった。だからこそ、市立病院の役割などわかりやすく説明できるようにしたい。 ● 市立病院の必要性に関する資料と合わせて、市立病院がなくなった場合のシ
--	--

	ミュレーションから必要性を説明することも一つの方法だと考える。 ● 公立だからこそその担える役割などを市立病院建設に向けて議論、共有しないといけない。 ● 公立病院だから使命感を持って仕事をしているとの医師の意見もある。 ● 経営方法の手法としては、指定管理や独立行政法人という論点もある。まずは、新たな市立病院の規模や機能が必要なのかを整理するのが望ましいと考える。
--	---